

「岩内・寿都地方消防組合ハラスメント撲滅宣言」

消防の職場には、適正な職務遂行のために階級制度や厳格な規律保持などが求められている。また、消防は人命に関わる職務である以上、消防職員には一定程度の厳しい指導・訓練は必要なこともある。しかし、ハラスメントがあってはならないのは他の職場と同様である。

職場におけるハラスメントは、職員個人の人格や尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であり、さらには職場環境を悪化させ、円滑な業務遂行の妨げにもなることから絶対にあってはならない。

本組合は、すべての職員がその人格を互いに尊重し、個々の能力を十分に発揮できる風通しの良い職場の実現を目指しハラスメント等の撲滅に全力で取り組むことを宣言する。

令和5年4月3日 消防長